



环球律师事务所
GLOBAL LAW OFFICE

SINCE 1979

データ三法により整備が義務付けられている文書・制度についての留意事項

北京 | 上海 | 深セン | 成都

中国首家律师事务所
The First Chinese Law Firm

www.glo.com.cn

講師: 劉淑珺

日付: 2023年01月

講師略歴

劉淑珺

劉淑珺弁護士は、環球法律事務所日本業務チームの責任パートナーであり、コンプライアンスチームのパートナーでもあります。

劉弁護士は長年にわたり、中国に進出する日系企業及び日本に進出する中国企業の両方に対し、外商投資、M&A、データ、労働、外為法、国際貿易、紛争解決等の幅広いリーガルサービスを提供しているほか、主に独占禁止法及び不正競争防止法、コンプライアンス及び危機処理業務に注力しています。

劉淑珺弁護士の受賞歴:

- 2021年、LEGALBANDにおいて2021年度コンプライアンス業務ベスト15に選出
- 2021年、LEGALBANDにおいて2021年度中国女性弁護士ベスト15に選出
- 2020年-2022年連続でLEGALBANDにおいて独占禁止法及び競争法分野の特別推薦弁護士に選出
- 2020年-2022年連続でThe Legal 500 Asia-Pacificにおいても独占禁止法及び競争法分野の特別推薦弁護士に選出
- 2022年、北京市市場監督管理局の独占禁止専門家リストに入選



執務資格:

中国弁護士資格

学歴:

中国人民大学、法学学士

北京大学、法学修士

東京大学、法学修士

メールアドレス:

liushujun@glo.com.cn

電話番号:

+86 010-6584-6601 (直通)

+86 158-0125-3169 (携帯)

目次

CONTENTS

- 01 データ三法に関連する重要な附属規定や国家標準 04
- 02 個人情報保護に関する文書及び作成時の留意点 08
- 03 サイバーセキュリティ・データセキュリティ保護に関する文書及び作成時の留意点 26
- 04 日本企業・在中日系企業へのアドバイス 35

01

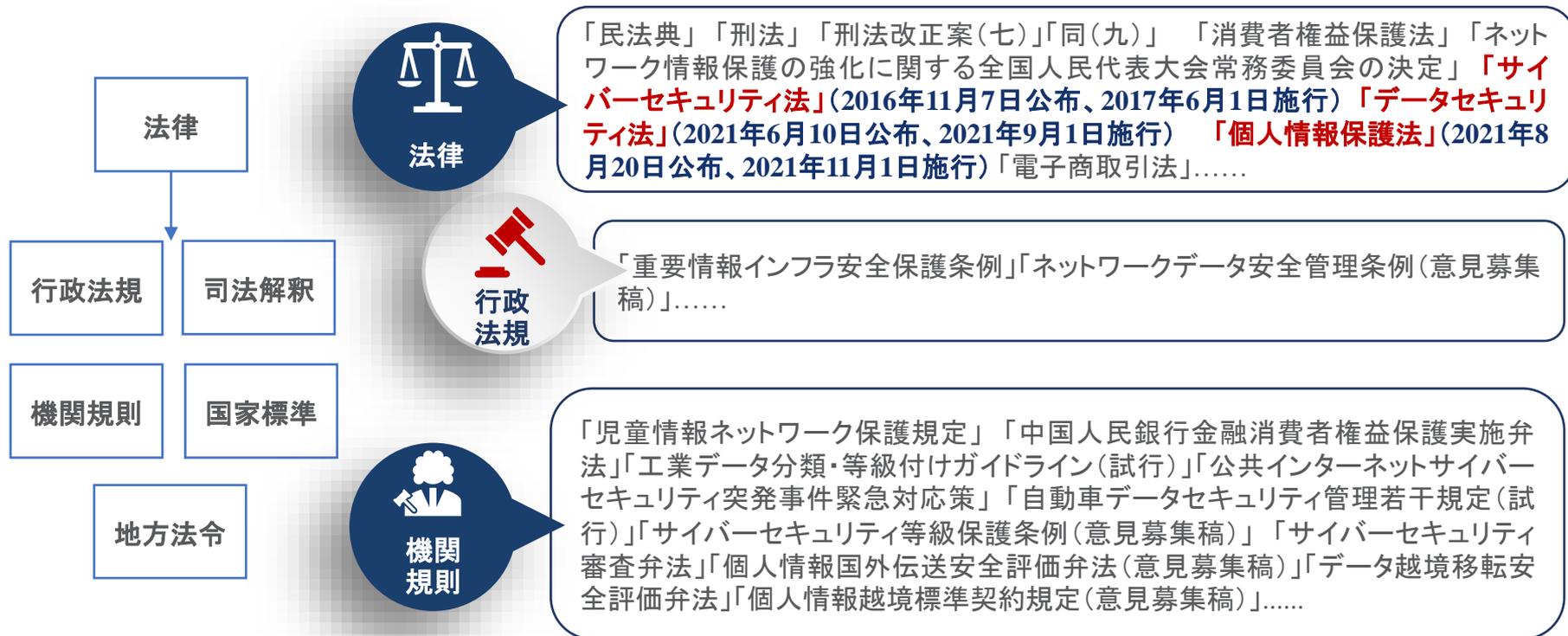


データ三法に関連する 重要な附属規定や国家標準

- データ三法に関連する重要な附属規定や国家標準（意見募集稿を含む）
- データ三法により作成が義務付けられている法的文書についての整理

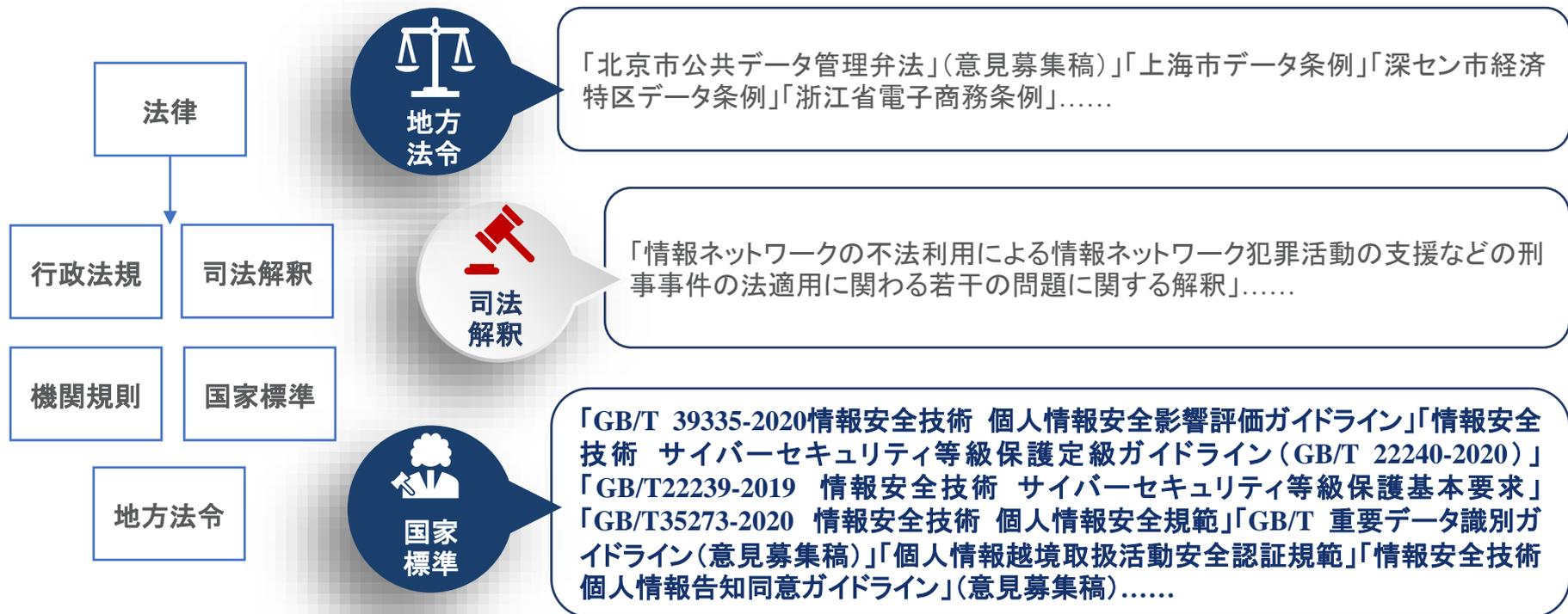
④ データ三法に関連する重要な附属規定や国家標準

■ データ三法に関連する重要な附属規定や国家標準(意見募集稿を含む)



⑧ データ三法に関連する重要な附属規定や国家標準

■ データ三法に関連する重要な附属規定や国家標準(意見募集稿を含む)



GB/T:推奨性国家標準

⑧ データ三法に関連する重要な附属規定や国家標準

■ データ三法により作成が義務付けられている法的文書についての整理

コンプライア
ンス管理態勢
を整えるうえ
で確認・把握
しておくこと

例えば、自社が取扱う個人情報とはどのようなものか？
機微な個人情報は含まれるか？個人情報の越境移転
は行われるか？「個人情報保護法」及び関連規定に従
い最低限整備しておくべき法的文書とはどのようなも
のか？

例えば、自社が重要情報インフラ運営者(CIIO)に該当
するのか？サイバーセキュリティ等級保護の級別は？
「サイバーセキュリティ法」及び関連規定に従い最低限
整備しておくべき法的文書とはどのようなものか？

例えば、自社が属する業界は？取扱うデータの種類
は？重要データ・中核データは取扱っているか？「デー
タセキュリティ法」及び関連規定に従い最低限整備してお
くべき法的文書とはどのようなものか？



自社の実際の状況に基づき整備する



02

③ 個人情報保護に関する法的文書 及び作成時の留意点

- 個人情報保護に関する法的文書
- 個人情報取扱規則の作成時の留意点
- 特殊なシーンにおける告知・同意に関する文書の作成時の留意点
- 個人情報保護影響評価報告書の作成時の留意点
- 契約書の作成時の留意点
- 個人情報の内部管理制度に関する文書の作成時の留意点

⑧ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 個人情報保護に関する主な法的文書

個人情報取扱規則
(プライバシーポリシー)

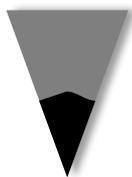
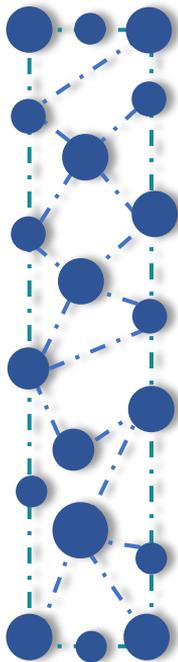


特殊なシーンにおける
告知・同意に関する文書



契約書

個人情報の共同取扱、取扱委託または第三者提供を行う場合において共同取扱者、受託者/委託者または第三者と締結する、個人情報取扱に関する権利義務を定めた契約書(既存の契約書に条項を追加するケースを含む)



個人情報保護影響
評価報告書

(Privacy Impact Assessment、以下「PIA」という)



個人情報の内部管理制度
に関する文書

個人情報安全事件緊急対応策、個人情報の越境移転の管理に関する制度等



④ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 個人情報取扱規則(消費者向け)の作成時の留意点—基本内容

「個人情報保護法」

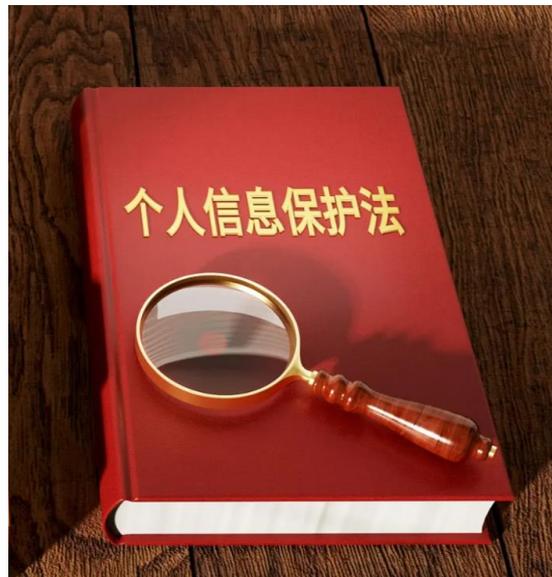
第7条 個人情報の取扱にあたっては、公開、透明の原則を遵守し、個人情報取扱規則を公開し、取扱の目的、方法及び範囲を明示しなければならない。

第17条 個人情報取扱者は、個人情報取扱の前に、目立つ方法、明快かつ分かりやすい言葉で、次の各号に掲げる事項を真実、正確、完全に個人に告知しなければならない。

- (一) 個人情報取扱者の名称又は氏名及び連絡先
- (二) 個人情報の取扱目的、取扱方法、取扱う個人情報の種類、保存期間
- (三) 個人が本法の定める権利を行使する方法及び手続
- (四) 法律、行政法規が告知すべきと定めるその他の事項

前項に定める事項に変更が生じた場合には、変更部分を個人に告知しなければならない。

個人情報取扱者が個人情報取扱規則を制定する方法により第1項に定める事項を告知する場合、取扱規則は、公開され、かつ、閲覧及び保存がしやすいものでなければならない。



⑧ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 個人情報取扱規則(消費者向け)の作成時の留意点—基本内容

「情報安全技術 個人情報安全規範」(GB/T 35273—2020)

第5.5条 a) 個人情報保護ポリシーを制定しなければならない。内容には以下のものが含まれていなければならないが、これらに限らない。

- 1) 個人情報管理者の**基本的な状況**(主体身分及び連絡先を含む。)
- 2) 個人情報を収集・使用する**業務機能**及び各業務機能がそれぞれ収集する**個人情報の類型**。機微な個人情報に関係する場合には、明確に表記するか、又は強調表示する必要がある。
- 3) 個人情報の**収集方式、保存期間、データの国外移転**に関する状況等の**個人情報処理規則**
- 4) 個人情報を対外的に共有、譲渡及び公開開示する目的、関係する個人情報の**類型、個人情報を受領する第三者の類型並びにそれぞれの安全責任及び法的責任**
- 5) 個人情報主体の**権利及び実現メカニズム**(例:照会方法、訂正方法、削除方法、アカウントの抹消方法、授權同意の撤回方法、個人情報副本の入手法、情報システムの自動意思決定結果について苦情申立てを行う方法等)
- 6) 個人情報の提供後に存在する可能性のある**セキュリティリスク**及び個人情報を提供しなかった場合に生じる**可能性のある影響**
- 7) 遵守する**個人情報安全基本原則、備えているデータセキュリティ能力並びに講じている個人情報安全保護措置、必要なときに公開することのできるデータセキュリティ及び個人情報保護に関連する法規適合証明**
- 8) 個人情報主体からの**問合せ及び苦情申立てを処理するルート及びメカニズム並びに外部の紛争解決機構及び連絡先**

④ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 個人情報取扱規則(消費者向け)の作成時の留意点—条項の構成

a.前文、重要な内容に関する条項

前文では、通常、個人情報取扱者の詳細情報及びプライバシーポリシーが適用する製品及びサービス範囲等の情報を明文化する。重要な内容とは一般的にプライバシーポリシーの要旨であり、実務では、この部分に掲げるほか、別途、個別の文書を作成し、ユーザーに通知してもよい

c.個人情報の取扱委託、共有、譲渡、公開に関する条項

個人情報の取扱を委託、共有、譲渡、公開する目的や、それに関わる個人情報の種類、移転先の類型又は身元等の情報を説明する。製品及びサービスに関わる第三者SDKが組込まれている場合には、本条項においてSDKの名称、運営主体、SDKが収集する個人情報の種類、使用目的等の情報を開示する必要がある

プライバシーポリシー

a.前文、重要な内容に関する条項

b.個人情報収集、使用の目的、範囲および収集方法に関する条項

c.個人情報の取扱委託、共有、譲渡、公開に関する条項

d.個人情報の保管に関する条項

e.個人情報安全保護措置に関する条項

f.ユーザーの権利に関する条項

g.未成年者の個人情報の保護に関する条項

h.プライバシーポリシーの更新に関する条項

i.紛争解決に関する条項

b.個人情報収集、使用の目的、範囲および収集方法に関する条項

本条項では、全部の業務機能を漏れなく列記し、基本業務機能及び拡張業務機能を区分し、各機能において収集が不可欠な個人情報の全種類を明文化しなければならない。そのため、本条項を作成するにあたり、製品及びサービスに関連する具体的な機能、流れ、技術構成等の内容を詳細に把握しておく必要がある

d.個人情報の保管に関する条項

個人情報を保管する地域の範囲(国内、国外)、保管期間及び期間満了後の処理方法について説明する

④ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 個人情報取扱規則(消費者向け)の作成時の留意点—一条項の構成

e.個人情報安全保護措置に関する条項

個人情報取扱者が個人情報保護の面において講じる措置及び備える能力を説明する。例えば、認証(本人確認)、データ暗号化、アクセス制御、不正コード・マルウェア対策、セキュリティ監査等を行っているか否か等

g.未成年者の個人情報の保護に関する条項

製品及びサービスが未成年者向けでない場合、本条項において、未成年者による使用を拒絶することを明文化しなければならない。未成年者の情報を収集した場合におけるその処理方法について明確にしておく必要がある。製品及びサービスが未成年者向けの場合、本条項に未成年者の個人情報に係る保護規則の概要を記したうえで、別途、専門の個人情報取扱規則を制定する必要がある

プライバシーポリシー

- a.前文、重要な内容に関する条項
- b.個人情報収集、使用の目的、範囲および収集方法に関する条項
- c.個人情報の取扱委託、共有、譲渡、公開に関する条項
- d.個人情報の保管に関する条項
- e.個人情報安全保護措置に関する条項
- f.ユーザーの権利に関する条項
- g.未成年者の個人情報の保護に関する条項
- h.プライバシーポリシーの更新に関する条項
- i.紛争解決に関する条項

f.ユーザーの権利に関する条項

個人情報の取扱活動において、個人情報主体が享受する知る権利、決定権、閲覧権、訂正権、削除権等の権利を実現するルート、対応方法について説明する

h.プライバシーポリシーの更新に関する条項

本条項では、通常、プライバシーポリシーの更新に係る情報(例:更新後の告知方法、改めて同意を取得する方法)を掲示する

i.紛争解決に関する条項

準拠法、管轄等の紛争解決に関する事項を明文化する

⑧ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 個人情報取扱規則(消費者向け)の作成時の留意点—基本内容と条項の構成



- 中国国内で収集した個人情報を国外に提供する場合においては、個人情報の国外提供に関する条項をプライバシーポリシーに盛り込み、個人情報の国外提供の目的、範囲、類型および提供先の所在国(地域)等について説明する必要がある。
- なお、インターネット上ではプライバシーポリシーの雛形や他社のプライバシーポリシーを目にすることもできるが、あくまで参考に留め、自社の製品やサービスの実際の状況に応じた、適切な内容を盛り込んだプライバシーポリシーを作成する必要がある。

プライバシーポリシー

- a.前文、重要な内容に関する条項
- b.個人情報収集、使用の目的、範囲および収集方法に関する条項
- c.個人情報の取扱委託、共有、譲渡、公開に関する条項
- d.個人情報の保管に関する条項
- e.個人情報安全保護措置に関する条項
- f.ユーザーの権利に関する条項
- g.未成年者の個人情報の保護に関する条項
- h.プライバシーポリシーの更新に関する条項
- i.紛争解決に関する条項

⑧ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 個人情報取扱規則(消費者向け)の作成時の留意点—記載事項・書き方

➤ 「個人情報保護法」

第17条 個人情報取扱者は、個人情報取扱の前に、**目立つ方法、明快かつ分かりやすい言葉で、次の各号に掲げる事項を真実、正確、完全に個人に告知しなければならない。**

.....

➤ 「情報安全技術 個人情報安全規範」(GB/T 35273—2020)等の規定を参考

- 機微な個人情報については**識別マーク**や**強調表示の方法**(太字、下線、星印、斜体、配色等)を用いること
- **一般的な数字・図**を使用すること

.....

実務状況でも、機微な個人情報**その他重点内容**については、**識別マーク**を付す、**強調表示**をする等の方法を用いているものがよく見られる。

〇〇オンラインモールプライバシーポリシー

最終更新日：2023年1月12日

前文

〇〇有限公司(登記住所・連絡先住所：〇〇、以下「当社」といいます)及びその関連会社は、お客様のプライバシーを尊重します。当社は「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」、「中華人民共和国個人情報保護法」及び「中華人民共和國民法典」等の関連法令に基づき、「〇〇オンラインモールプライバシーポリシー」(以下、「本ポリシー」といいます)を制定し、お客様の個人情報の安全を保護します。

本ポリシーは、当社が「〇〇オンラインモール」アプリを通じて提供するオンライン商品注文等のサービス、並びに現在又は将来的に当社がお客様に提供する可能性のあるその他の製品及び/又はサービス(以下、「当社製品及び/又はサービス」といいます)。お客様は、本ポリシーを丁寧に読み、十分に理解した上で、本ポリシーの内容並びに当社製品及び/又はサービスの使用に同意するか否か選択してください。お客様が本ポリシーの内容に同意しない場合は、当社が相応の機能を正常に提供できない、又は当社が期待するサービス効果を実現できない可能性があるため、直ちに当社製品及び/又はサービスへのアクセス及び/又は使用を停止してください。

.....

1. 注意を促すため、全ての重要事項を「**太字**」で表示しています。また、特段の注意を促すため、**機微な個人情報**を「**太字+斜体**」で表示しています。お客様が何らかの**機微な個人情報**を当社に提供する場合、お客様は事前に慎重に検討し、その提供が適切であることを確認したうえで提供するものとします。また、お客様は**機微な個人情報**が本ポリシーに記載される目的及び方法に従って取扱われることに同意するものとします。

.....

本ポリシーでは以下の事項について説明しています。

目次

⑧ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 個人情報取扱規則(消費者向け)の作成時の留意点——一般的な同意の取得



紙媒体でプライバシーポリシーを提供する場合

ユーザーの署名により同意(一般的な同意)を取得することができる。



ウェブサイト、アプリ、ミニプログラム等のオンライン上でプライバシーポリシーを表示する場合

電子署名またはユーザーの自発的な操作(例えば、設置した同意画面において、チェックマークを入れる、「承諾する」「次へ」といったボタンをクリックする等)により同意(一般的な同意)を取得することができる。

注意

〇〇をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は関連法令に従い「利用規約」及び「プライバシーポリシー」を作成いたしました。同意ボタンをクリックする前に、関連条項をよくお読みいただき、十分にご理解いただけますようお願いいたします。重要条項は強調表示しています。

当社はおお客様にご自身の権利をよりよくご理解いただくため、当社による個人情報の使用状況について簡潔に説明する「プライバシーポリシー概要」を作成いたしました。プラットフォームの許認可及びその他のサービス規則については「許認可及び規則」をご覧ください。

よりよいサービスを提供するため、当社は以下の権限及び情報を取得する必要があります。システムが権限を求める際には、ポップアップが表示されます。

地理的位置：
お客様に周辺の生活サービス等を提供するため、当社はおお客様から権限を取得したうえで、お客様の地理的位置情報を収集します。地理的位置情報は機微な個人情報です。...

同意しない

同意



⑧ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 個人情報取扱規則(消費者向け)の作成時の留意点—行政処罰

深センの某企業のプライバシーポリシーが違法とされ生産・営業停止を命ぜられた

2022年2月25日、深センの某会社のアプリに、

- ユーザー登録後、**プライバシーポリシーを閲覧することができない**(閲覧に便利な原則に違反する)、
- プライバシーポリシー等の公開文書において、**アプリに組み込まれた第三者SDKが個人情報を収集・使用する目的、方法及び範囲がすべて列記されていない等の問題が存在するとされた。**

深セン市公安局羅湖分局より、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」第22条、第41条及び「中華人民共和国個人情報保護法」第7条、第17条等の関連規定に違反するとして、警告が与えられ、**営業停止を命ぜられる行政処罰**を受けた。



⑤ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 特殊なシーンにおける告知・同意に関する文書の作成時の留意点—特殊なシーン

通常のシーンであれば、上述のプライバシーポリシーによる同意（一般的な同意）を取得すれば足りるが、次の状況を含む特殊なシーンにおいては、「個人情報保護法」の規定に基づき、個人の「**個別の同意**」を取得する必要がある。



その取扱う個人情報をその他の個人情報取扱者に提供する場合（第23条）



取扱う個人情報を公開する場合（第25条）



公共の場所に画像を収集し、または個人の身元を識別する機器を設置する場合（第26条）



機微な個人情報を取扱う場合（第29条）

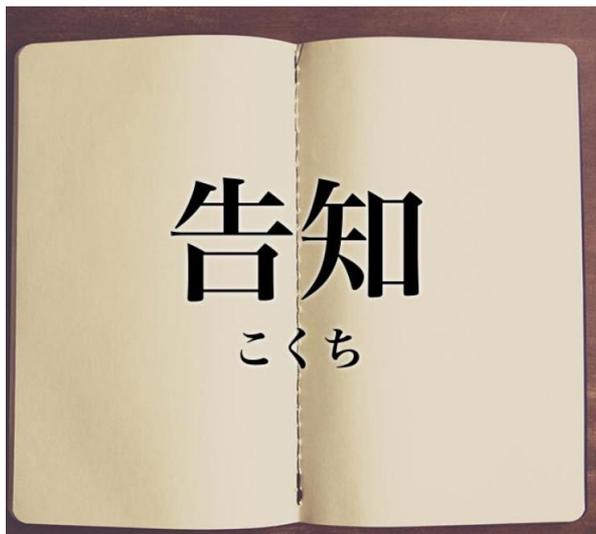


国外へ個人情報を提供する場合（第39条）

特殊なシーンにおける告知・同意の文書は、**プライバシーポリシーとは別に作成する必要がある**。
実務状況を見ると、特殊なシーンに関連する状況を**個別に告知したうえで、同意を取得する方法が多くみられる**。

④ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 特殊なシーンにおける告知・同意に関する文書の作成時の留意点—告知内容



➤ 「個人情報保護法」

第17条 個人情報取扱者は、個人情報取扱の前に、目立つ方法、明快かつ分かりやすい言葉で、次の各号に掲げる事項を真実、正確、完全に個人に告知しなければならない。……

第30条 個人情報取扱者は、機微な個人情報を取扱う場合、本法第17条第1項に定める事項のほか、機微な個人情報を取扱う必要性及び個人へ与える影響についても、個人に告知しなければならない。本法の規定に基づき個人に告知しなくてもよいものはこの限りでない。

第39条 個人情報取扱者は、中華人民共和国国外へ個人情報を提供する場合には、国外の移転先の名称又は氏名、連絡先、取扱目的、取扱方法、個人情報の種類、並びに個人が国外移転先に対し本法の定める権利を行使する方法及び手続等の事項を個人に告知し、かつ、個人の個別の同意を取得しなければならない。

……

➤ 「情報安全技術 個人情報安全規範」(GB/T 35273—2020)、「情報安全技術 個人情報告知同意ガイドライン」(意見募集稿)等の規定を参考

⑧ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 特殊なシーンにおける告知・同意に関する文書の作成時の留意点—個別の同意の取得



告知・同意に関する文書が紙媒体である場合

ユーザーの署名により「個別の同意」を取得することができる。



- 実務では、個別の同意を要する事項について予めプライバシーポリシーで簡単な説明をしたうえで、**個別の同意を要する状況が生じた際に改めて個別の告知**を行い、同意を取得している方法が多く見られる。
- また、特殊なシーンにおける告知・同意に関する文書については、プライバシーポリシーと同様に、目立つ方法、明快かつ分かりやすい言葉で、関連事項を真実、正確、完全に個人に告知する必要がある。具体的には、**プライバシーポリシーの記載事項・書き方に関する要求を参考**にすることができる。



オンライン上の操作の場合

ポップアップ通知等のユーザーがスキップできない方法を使用し、告知・同意に関する文書を表示したうえで、電子署名またはユーザーの自発的な操作(例えば、設置した同意画面において、チェックマークを入れる、「承諾する」「次へ」といったボタンをクリックする等)により、「個別の同意」を取得することができる。



⑧ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 個人情報保護影響評価報告書(PIA)の作成時の留意点——PIAを行う必要がある事由

VERY IMPORTANT

➢ 「個人情報保護法」

第55条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、個人情報取扱者は、**事前に個人情報保護影響評価**を行い、かつ、取扱状況を記録しなければならない。

- (一) 機微な個人情報の取扱
- (二) 個人情報を利用した自動化された意思決定の実施
- (三) 個人情報取扱の委託、その他の個人情報取扱者への個人情報提供、個人情報の公開
- (四) 国外への個人情報提供
- (五) 個人の権益に重大な影響を与えるその他の個人情報取扱活動



⑧ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 個人情報保護影響評価報告書(PIA)の作成時の留意点——PIAの内容

➤ 「個人情報保護法」

第56条 個人情報保護影響評価の内容は、次の各号に掲げる内容を含まなければならない。

(一) 個人情報の取扱目的、取扱方法等が合法、正当、必要であるか否か

(二) 個人の権益への影響及び安全リスク

(三) 講じる保護措置が合法、有効で、かつ、リスクの程度に相応しいものであるか否か

個人情報保護影響評価報告及び取扱状況記録は、少なくとも**3年間保存**しなければならない。

上述の事由に該当する場合にはいずれもPIAを行う必要があるが、**事由により重要なポイントが異なる。**



例：日本企業および日系企業が関わる可能性の高い「国外への個人情報提供」におけるPIAでは、国外の移転先に対する評価（管理、技術措置、能力等）が重要なポイントとなる。

なお、PIAは、「データ越境安全評価弁法」に定める「データ越境リスクに関する自己評価」と内容上は類似しているが、別の法的文書であり、同一視してはならないという点に注意しなければならない。



「GB/T 39335-2020情報安全技术 個人情報安全影響評価ガイドライン」

⑧ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 契約書の作成時の留意点

| シーン | 個人情報の共同取扱 |
|-------------|--|
| 「個人情報保護法」 | <p>第20条 2つ以上の個人情報取扱者が共同で個人情報の取扱目的及び取扱方法を決定する場合、各自の権利及び義務を取決めなければならない。ただし、当該取決めは、個人がそのうちいずれかの個人情報取扱者に対して本法に定める権利の行使を要求することに影響を与えない。</p> <p>個人情報取扱者は、共同で個人情報を取扱い、個人情報に係る権益を侵害し、損害を与えた場合、法により連帯責任を負わなければならない。</p> |
| 契約書の内容及び留意点 | <ul style="list-style-type: none">• 共同で取扱う実際の状況に基づき、各々の権利・義務の内容及び個人情報主体に対し損害を与えた場合の責任の分担等について取決める。• 責任分担の取決めは内部の取決めに過ぎず、第三者に対して主張できる法律上の効力を持たない。個人より損害賠償の請求を受けた一方の取扱者が先に責任を果たした後で、契約の取決めに従い按分し、ほかの取扱者に請求する。 |

⑧ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 契約書の作成時の留意点

| シーン | 取扱委託 | 第三者への提供 |
|-------------|--|---|
| 「個人情報保護法」 | <p>第21条 個人情報取扱者は、個人情報取扱を委託する場合には、受託者と委託する取扱目的、期間、取扱方法、個人情報の種類、保護措置並びに両当事者の権利及び義務等を取決め、かつ、受託者の個人情報取扱活動に対し監督を行わなければならない。</p> | <p>第23条 個人情報取扱者は、その取扱う個人情報をその他の個人情報取扱者に提供する場合、移転先の名称又は氏名、連絡先、取扱目的、取扱方法及び個人情報の種類を個人に告知し、かつ、個人の個別の同意を取得しなければならない。移転先は、上記の取扱目的、取扱方法及び個人情報の種類等の範囲内において個人情報を取扱わなければならない。</p> |
| 契約書の内容及び留意点 | <ul style="list-style-type: none">• 契約には次の事項を取決めなければならない：<ol style="list-style-type: none">a. 取扱を委託する個人情報の種類、取扱委託の目的、方法、取扱期間、b. 受託者が講じるべき保護措置、c. 委託者及び受託者の権利義務、違約責任• 委託契約が発効せず、無効となり、撤回され、又は終了した場合には、受託者は、個人情報を個人情報取扱者に返還し、又は削除しなければならず、保留してはならない。• 受託者は、個人情報取扱者の同意を得ずに、個人情報の取扱を他人に再委託してはならない。 | <ul style="list-style-type: none">• 第三者へ提供する実際の状況に基づき、各々の権利・義務の具体的な内容を取決めなければならない。• 移転先は、従前の取扱目的、取扱方法を変更する場合には、本法の規定に基づき、再度、個人の同意を取得しなければならない。 |

㊦ 個人情報保護に関する法的文書及び作成時の留意点

■ 個人情報の内部管理制度に関する文書の作成時の留意点

➤ 「個人情報保護法」

第51条 個人情報取扱者は、個人情報の取扱目的、取扱方法、個人情報の種類及び個人の権益に与える影響、存在する安全リスク等に基づき、次の各号に掲げる措置を講じ、個人情報取扱活動が法律、行政法規の規定に合致することを確保し、かつ、権限を付与されていないアクセス及び個人情報の漏洩、改竄、紛失を防止しなければならない。

(一) 内部管理制度及び操作规程の制定

.....

これまでの経験則に基づけば、個人情報の内部管理制度（消費者等の外部人員及び従業員等の内部人員の個人情報に対する管理を含む）には次の制度が含まれる。

- (1) 個人情報の取扱に係る告知制度
- (2) 個人情報の取扱に係る内部操作制度
- (3) 個人情報の共同取扱、委託、提供、越境移転に係る管理制度（第三者への管理を含む）
- (4) 個人情報安全保護制度
- (5) 個人情報の分類管理制度
- (6) 個人情報保護影響評価制度
- (7) セキュリティ監査制度
- (8) 応急管理制度
- (9) 研修制度

.....



03



サイバーセキュリティ・データセキュリティに関する法的文書及び作成時の留意点

- サイバーセキュリティ法・データセキュリティ法の主な内容
- 安全体系
- 特定の業界向け規定
- 日常管理制度の作成時の留意点
- 緊急対応策の作成時の注意点

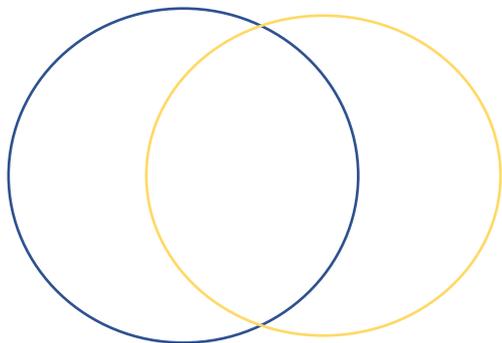
⑧ 法的文書及び作成時の留意点

■ サイバーセキュリティ法・データセキュリティ法の主な内容

| | サイバーセキュリティ法 | データセキュリティ法 |
|----------|--|---|
| 主な規制対象 → | ネットワーク運営者 | データ取扱者 |
| 主な内容 → | <ul style="list-style-type: none">ネットワーク運用のセキュリティ保護ネットワーク情報のセキュリティ保護重要情報インフラ(CII)、重要情報インフラ運営者(CIIO)サイバーセキュリティ等級保護(等級は1～5に分かれる)サイバーセキュリティ審査ネットワーク情報の越境移転個人情報の保護セキュリティ認証と対応措置応急処置国家安全審査モニタリング早期警報及び情報報告域外適用 | <ul style="list-style-type: none">データセキュリティ管理制度データ越境移転データ分類・等級付け保護制度:コアデータ、重要データ、一般データ業界自治及び業界標準制定の奨励データセキュリティ事件についての報告国外の法執行機関、司法機関にデータを提供する場合の事前報告データセキュリティ責任者及び管理部署の設置リスク評価の定期的な実施域外適用 |

⑧ 法的文書及び作成時の留意点

■ サイバーセキュリティ法・データセキュリティ法の主な内容



■ **サイバーセキュリティ法**: ネットワーク運用上のセキュリティ + ネットワーク情報のセキュリティ

■ **データセキュリティ法**: データのセキュリティ保護

「データ」の定義: 電子的又はその他の方式による情報に対するあらゆる記録

以下を問わない: 非ネットワーク経由/**ネットワーク経由**; 非個人情報/**個人情報**

■ サイバーセキュリティ法

■ データセキュリティ法

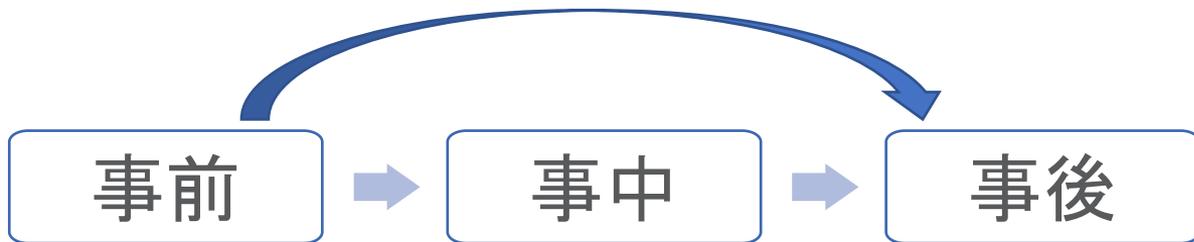
⑧ 法的文書及び作成時の留意点

■ 安全体系

抜けのない安全体系の確立

- ネットワークの等級付け(等級は1~5に分かれる)
- データの分類・等級付け(一般データ、重要データ、中核データ)

保護対象の重要度により、保護措置も、作成すべき法的文書/制度の内容も異なる



「情報安全技術 サイバーセキュリティ等級保護定級ガイドライン」「情報安全技術 サイバーセキュリティ等級保護基本要求」
「重要データ識別ガイドライン(意見募集稿)」

⑧ 法的文書及び作成時の留意点

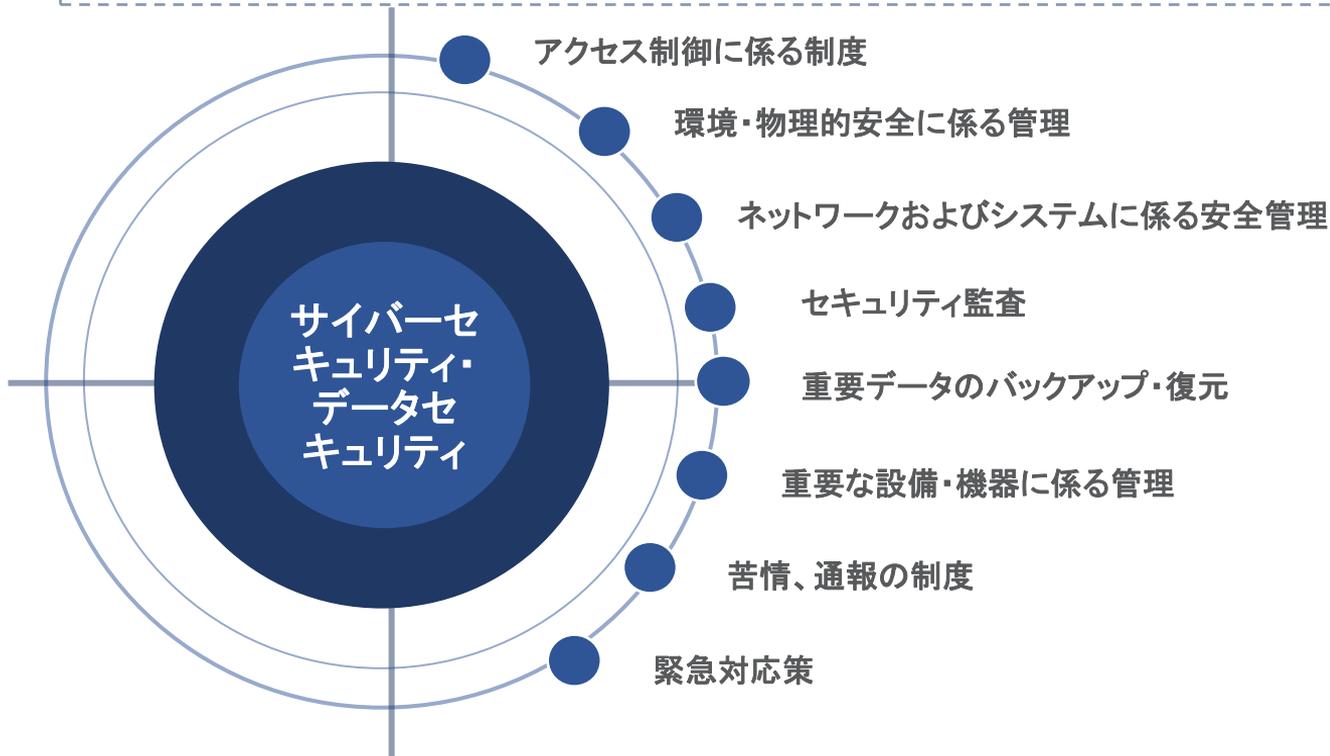
■ 特定の業界向け規定

| 業界 | 法令・基準・ガイドライン名 |
|-------|---|
| 金融業界 | 「金融データセキュリティ データセキュリティ等級付けガイドライン」 |
| | 「金融データセキュリティ データライフサイクル安全規範」 |
| | 「金融データセキュリティ データセキュリティ評価規範」(意見募集稿) |
| | 「金融データ越境安全要求」(意見募集稿) |
| 自動車業界 | 「工業情報化分野データセキュリティ管理弁法」 |
| | 「工業データ分類・等級付けガイドライン(試行)」 |
| | 「自動車データセキュリティ管理若干規定(試行)」 |
| | 「車のインターネットに係るサイバーセキュリティ及びデータセキュリティ業務の強化に関する工業情報化部の通知」 |
| 医療業界 | 「国家健康医療ビッグデータ標準、安全及びサービス管理弁法(試行)」 |
| | 「情報安全技術 健康医療データセキュリティガイドライン」 |

⑧ 法的文書及び作成時の留意点

■ 日常管理制度の作成時の留意点

サイバーセキュリティ、全プロセスにわたるデータセキュリティ管理制度



⑧ 法的文書及び作成時の留意点

■ 日常管理制度の作成時の留意点

アクセス制御に係る制度

データアクセス及び操作について、その人員が職責を果たすのに必要な最小限のアクセス権限及び操作権限を付与する制度を確立しなければならない

データにアクセスする可能性がある外部のサービス人員が遵守すべきデータセキュリティに係る要求を明確にし、秘密保持契約を締結し、監督しなければならない

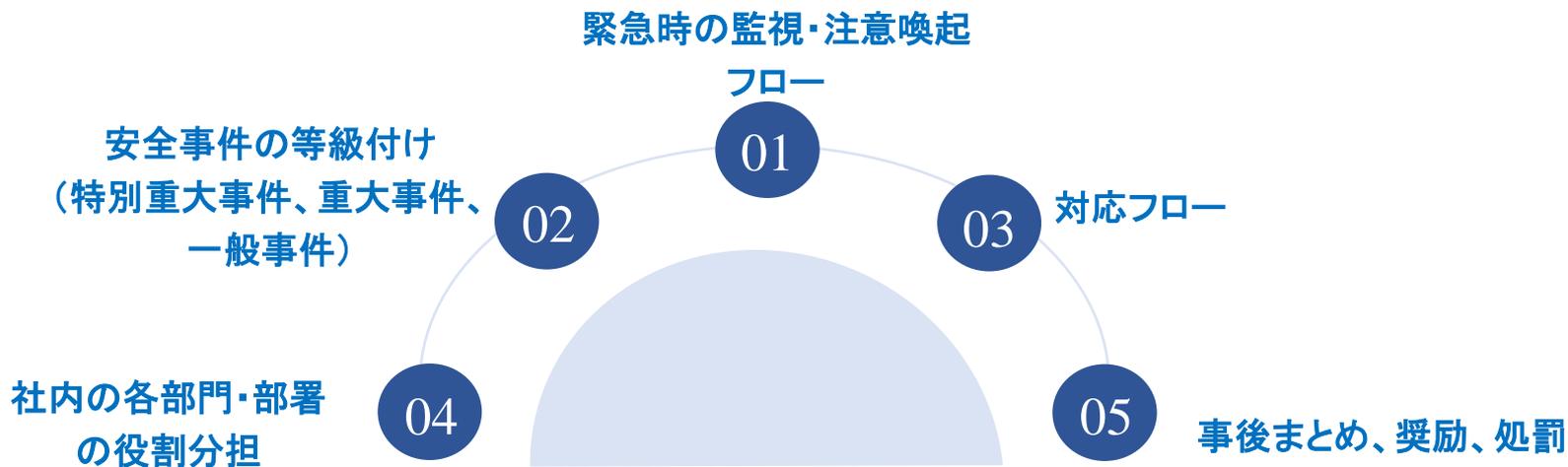
データのバックアップ、サーバーの増設、デバイスの外部接続、パスワードの設定等のデータセキュリティ措置を明確に定める

データセキュリティ監査制度を確立し、データ取扱活動を監視・記録しなければならない

⑧ 法的文書及び作成時の留意点

■ 緊急対応策の作成時の注意点

ネットワーク運営者またはデータを取扱う企業に該当するのであれば、緊急対応策を作成する義務がある



「公共インターネットサイバーセキュリティ突発事件緊急対応策」、「国家サイバーセキュリティ事件緊急対応策」を参考

④ 法的文書及び作成時の留意点

■ 日常管理制度の作成時の留意点——行政処罰

内部安全管理制度及び操作規程の未制定により紹興市の某企業が処罰対象に

紹興市の某環境関連企業は宣伝用のウェブサイトを開設しているが、

- 内部安全管理制度及び操作規程が制定されていなかった
- サイバーセキュリティ責任者を定めていなかった
- サイバーセキュリティ保護責任が果たされていなかった
- サイバーセキュリティ緊急対応策も制定されていなかった



- 一、違法行為の是正命令
- 二、過料3万人民元の納付命令



04



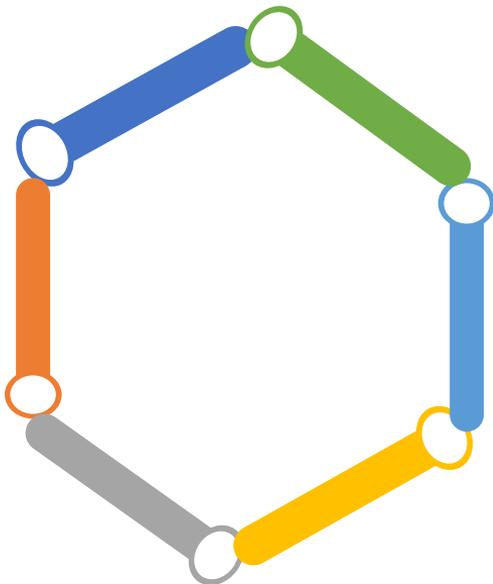
日本企業・在中日系企へのアドバイス

- 企業がとるべき対応
- 法的文書、管理制度のチェックリスト
- 最低限の対応と望ましい対応

⑧ 日本企業・在中日系企業へのアドバイス

■ 企業がとるべき対応

- 安全管理に係る担当部門及び担当責任者の設置
- 権限管理及びアクセス制御の明確化
- 取扱うデータ(個人情報を含む)の整理(データマッピング)
- データ分類・等級付け
- 保有、使用するネットワークの確認
- サイバーセキュリティ等級保護定級
- 法令整理
- 義務チェックリストの作成
- 管理制度の整備、実施
- 制度実施状況の確認
- データセキュリティ監査の定期実施
- 従業員への安全教育研修、技術訓練
- 研修状況に対する考課
- 第三者(受託者等)に対する管理
- 関連権利・義務の取決め
- 関連主管機関とのコミュニケーション体制の確立
- セキュリティ事件の対応



⑧ 日本企業・在中日系企業へのアドバイス

■ 法的文書、管理制度のチェックリスト



個人情報保護法

個人情報取扱規則(プライバシーポリシー)

特殊なシーンにおける告知・同意に関する文書

個人情報取扱に関する権利義務について定めた契約書

個人情報保護影響評価報告書

内部管理制度(個人情報安全事件緊急対応策; 苦情、通報制度; 個人情報の越境移転の管理に関する制度等)



サイバーセキュリティ・ データセキュリティ

データ分類・等級付け保護制度

アクセス制御に係る制度

環境・物理的安全に係る管理

ネットワークおよびシステムに係る安全管理

重要データのバックアップ・復元

重要な設備・機器に係る管理

苦情、通報制度

緊急対応策

データの越境移転の管理に関する制度等

⑧ 日本企業・在中日系企業へのアドバイス

■ 最低限の対応と望ましい対応



最低限の対応

- 自社において個人情報を含むデータの取扱が発生するシーンの整理
- ネットワーク等級付け
- 取扱うデータの分類・等級付け
- 個人情報保護法、データセキュリティ法、サイバーセキュリティ法及びそれらの関連法令・標準と照らし合わせてシーンごとのリスクチェックシート、法的文書の作成
- 社内勉強会の開催



望ましい対応

- 弁護士事務所等の外部専門機関へ問い合わせ、現状の整理
- 外部機関のアドバイスに従い中長期的な対応プランを立てる
→個人情報保護、サイバーセキュリティ保護、データセキュリティ保護の3つの観点から段階的にコンプライアンス体制の構築

優先順位:

- (1) 中国国内でのWeChatミニプログラムやアプリ等について
- (2) 個人情報の越境移転、個人情報の共同取扱、取扱委託、第三者への提供
- (3) 従業員の個人情報の管理

環球中国法速報

当事務所では、毎月の最新重要法令の紹介や日系企業の皆様が注目しているトピックの解説を行う日本語ニュースレター「**環球中国法速報**」を発行しております。これまでに発行した「環球中国法速報」のうち、データ関連の解説文を掲載したものは右表のとおりです。



ご興味ございましたら、**GLO-JP-Newsletter@glo.com.cn**までご連絡いただくか、又は、右のQRコードからお申込みください。



| 号数 | テーマ | 発行日 |
|-------|--|-------------|
| No.34 | 「中華人民共和国データセキュリティ法」が成立:その要点を読み解く | 2021年6月25日 |
| No.37 | 中国配車サービス最大手の国外上場事件から「サイバーセキュリティ審査弁法」(改正草案意見募集稿)を読み解く | 2021年7月31日 |
| No.39 | 注目すべき「個人情報保護法」の7つのポイント | 2021年9月1日 |
| No.55 | サイバーセキュリティ等級保護制度に関するFAQ | 2022年5月31日 |
| No.59 | 個人情報越境移転の条件の一つ ——標準契約の締結 | 2022年7月29日 |
| No.59 | データ越境安全評価弁法についての解説 | 2022年7月29日 |
| No.63 | 「サイバーセキュリティ法」の振り返りと「サイバーセキュリティ法意見募集稿」の解説 | 2022年9月30日 |
| No.65 | 重要データの識別・認定 | 2022年10月31日 |
| No.67 | 個人情報越境取扱活動安全認証規範に関する解説 | 2022年11月30日 |
| No.68 | 個人情報保護に係る重要規定の実施状況の振り返り～「個人情報保護法」施行から1年余りを経過して～(前編) | 2022年12月16日 |
| No.69 | 個人情報保護に係る重要規定の実施状況の振り返り～「個人情報保護法」施行から1年余りを経過して～(後編) | 2022年12月30日 |

データに関連するその他の解説記事

弊所日本業務チームは、前掲の「環球中国法速報」掲載の解説文のほか、日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所からの依頼を受け、日系企業が高い関心を示すデータ関連のトピックについて解説記事等を作成しております。主なテーマについて下表にまとめました。

| テーマ | テーマ |
|---|--|
| 外商投資安全審査弁法の概要及び実務上のポイント | サイバーセキュリティとデータ管理監督法制の概要及び実務上のポイント |
| データセキュリティ法の概要及び実務上のポイント | 個人情報保護法の概要及び実務上のポイント |
| 自動車データセキュリティの管理に関する若干の規定(試行)の概要及び実務上のポイント | 「データ域外移転安全評価弁法」に関する解説および実務対応 |
| 重要情報インフラセキュリティ保護条例の成立 | 工業・情報化領域におけるデータ安全管理弁法(意見募集稿) |
| ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿) | 工業分野データセキュリティ管理試行業務の展開手配に関する工業情報化部弁公庁の通知 |
| 上海市データ条例 | サイバーセキュリティ審査弁法 |
| 工業及び情報化分野におけるデータセキュリティリスク情報の報告及び共有業務ガイドライン(試行)(意見募集稿) | 重要データ識別ガイドライン意見募集稿 |

データに関連するその他の解説記事

| テーマ | テーマ |
|--|---|
| 工業情報化分野データ安全管理弁法(試行)公開意見募集稿 | 情報安全技術 モバイルインターネットアプリケーション(App)ライフサイクル安全管理ガイドライン(意見募集稿) |
| 上海市通信管理局による2021年度自動車データ取扱企業データセキュリティ年度報告の評価結果の公告 | インターネットポップアップ情報配信サービス管理規定(意見募集稿) |
| 北京市デジタル経済促進条例(意見募集稿) | インターネットプラットフォーム及び製品サービスにおけるプライバシーポリシーに関する要求(意見募集稿) |
| データセキュリティ管理認証実施規則 | データ越境安全評価申告ガイドラインの公表 |
| ユーザーの権益を侵害するAPPに関する通報 | 「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」の改正に関する決定(意見募集稿) |
| インターネット情報機関行政法執行手続規定(意見募集稿) | 個人情報保護認証の実施に関する公告の公表 |
| ネットワーク安全標準実践ガイドライン——個人情報越境取扱活動安全認証規範V2.0 | 情報安全技術 重要情報インフラ安全保護要求 |
| インターネットコメント投稿サービス管理規定 | 工業及び情報化分野データセキュリティ管理弁法(試行) |

ご興味がありましたら、GLO-JP-Newsletter@glo.com.cnまでご連絡ください。開示可能な資料をお送りいたします。

出版物

- 2020年3月、当事務所は中国における新たな外商投資環境について体系的に解説を行った「外商投資監督管理新時代実務ガイド」(日本語版)を発行いたしました。また、本ガイドは、中国語版と英語版も作成されています。
- 2022年1月、当事務所は「中国データ関連法制度が成熟に向かう2022年——規制動向のまとめ及び今後の動向の予測」を発表し、各方面よりご好評をいただきました。また、本レポートは、中国語版と英語版も作成されています。
- 2022年1月、当事務所はデータコンプライアンスに係る重要規定の実施状況の振り返りをもとに解説した「2022年データコンプライアンス実務についての継続的な模索」(中国語版)を発行いたしました。



2022年数据合规实践的继续探索

——纪念《个人信息保护法》实施一周年



ご興味ございましたら、GLO-JP-Newsletter@glo.com.cnまでご連絡いただくか、又は、右のQRコードからお申込みください。



最近の著作

- 2022年3月、当事務所日本業務チームのパートナー弁護士・劉淑珺が執筆した「中国データ三法の解説と企業対応の要点」が、中央経済社発行の『ビジネス法務』(2022年3月号)に掲載



- 2022年11月、当事務所日本業務チームのパートナー弁護士・劉淑珺が、弘文堂出版の『中国のデジタル戦略と法』の第5章「情報分野における中国競争法の動向—プラットフォーム関係を中心に—」を執筆(共著)



環球法律事務所データコンプライアンスチームの紹介



当事務所は、国内外のデータコンプライアンス分野において豊富な実務経験を有しています。長年にわたりアメリカ、EU、インド、ブラジル、ロシア等の国のデータ保護法の翻訳実績のみならず、データ保護・プライバシー保護に関する学術書や論文を数多く執筆しています。



データコンプライアンスチームのパートナー弁護士は、10年以上、インハウス・ローヤーとして企業の製品開発・運営コンプライアンス業務に携わった経験を持っています。また、企業内部で法律業務に長期携わった弁護士も数多く擁し、クライアントのニーズを明確かつ具体的に把握し、実状に応じたカスタマイズされた解決法とサービスを提供しています。



データコンプライアンスチームの弁護士は、様々な法案の検討や基準制定にも参与しており、サイバーセキュリティ・データコンプライアンス分野における法務最前線で活躍しています。また、政府機関とも良好な関係を維持しており、問い合わせ・交渉の経験が豊富にあります。



「個人情報保護監督管理要求」
比較分析レポート(中国語版)
(データコンプライアンスチーム作成)

ご清聴ありがとうございました!

北京オフィス

北京市朝陽区建国路81号
華貿中心1号写字楼15階&20階
電話番号 (86 10) 6584 6688



上海オフィス

上海市淮海中路999号
環貿広場弁公楼一期35階&36階
電話番号 (86 21) 2310 8288



深センオフィス

深セン市南山区深南大道9668号
華潤置地大厦B座27階
電話番号 (86 755) 8388 5988



成都オフィス

成都市高新区天府大道北段966号
天府国際金融中心11号楼3701
電話番号(86 28)8605 9898



著作権等について. 本資料に掲載した内容の著作権等の権利は全て環球法律事務所に帰属します。いかなる目的であれ、無断での転載、複製等の行為はご遠慮ください。

免責. 本資料は、関連問題に対する環球法律事務所の見解を代表するものではありません。本資料に掲載した内容の全て又は一部の内容に基づき何らかの決定を行い、その結果何らかの損害が発生したとしても、環球法律事務所はかかる損害について一切の責任を負いません。法律その他の専門的なアドバイスが必要な場合は、相応のライセンスを持つ専門家にお問合せください。

